

令和5年第2回
宮崎県東児湯消防組合議会定例会
会議録

宮崎県東児湯消防組合消防本部

目 次

会期及び審議日程	1
告示・応招議員・不応招議員	2
会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・説明員・総務課職員	3
開会	3
会議録署名議員の指名について	4
会期の決定について	4
議案上程・提案理由説明（認定第1号）	4・5
監査報告（認定第1号）	5・6
質疑・討論・採決（認定第1号）	6
議案上程・提案理由説明（議案第8号～議案第11号）	7・8
詳細説明	8～13
質疑・討論・採決（議案第8号～議案第11号）	13～15
閉会	16

会期及び審議日程

日次	月日	曜日	摘要
第1日	12月25日	月曜日	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程（認定第1号） 提案理由説明 監査報告 質疑・討論・採決 議案上程（議案第14号～議案第17号） 提案理由説明 詳細説明 質疑・討論・採決 閉会

宮崎県東児湯消防組合告示第3号

令和5年第2回宮崎県東児湯消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年12月13日

宮崎県東児湯消防組合

管理者 小嶋 崇嗣

1 期 日 令和5年12月25日（月）午前10時00分

2 場 所 宮崎県東児湯消防組合消防本部

○応招議員（10名）

1 番 永友 良和	2 番 田中 義基
3 番 阿萬 誠郎	5 番 揖斐 兼久
6 番 甲斐 政治	7 番 中竹 義一
8 番 河野 浩一	10番 内藤 逸子
11番 三輪 隆之	12番 勝目 文明

○不応招議員（なし）

○会議に付した事件

令和5年12月25日 午前10時00分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 認定第1号 令和4年度宮崎県東児湯消防組合一般会計歳入歳出決算の認定
について

日程第4 議案第14号 宮崎県東児湯消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例について

日程第5 議案第15号 宮崎県東児湯消防組合管理者等の給与に関する条例の一部を改
正する条例について

日程第6 議案第16号 宮崎県東児湯消防組合火災予防条例の一部を改正する条例につ
いて

日程第7 議案第17号 令和5年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第2号）

○出席議員（10名）

1番 永友 良和	2番 田中 義基
3番 阿萬 誠郎	5番 揖斐 兼久
6番 甲斐 政治	7番 中竹 義一
8番 河野 浩一	10番 内藤 逸子
11番 三輪 隆之	12番 勝目 文明

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管理者 …………… 小嶋 崇嗣	副管理者 …………… 出口 敏彦
副管理者 …………… 黒木 敏之	副管理者 …………… 半渡 英俊
副管理者 …………… 東 高士	副管理者 …………… 坂田 広亮
消防長 …………… 瀬川 幸一郎	消防次長 …………… 河野 辰己
総務課長 …………… 河野 哲	消防署長 …………… 福屋 光之郎
予防課長 …………… 清水 剛	警防通信課長 …… 松尾 拓哉

○総務課出席職員職氏名

総務課長補佐 …………… 田牧 利文
総務課財政係長 …………… 甲斐 博臣

開会 午前10時00分

議長 阿萬 誠郎

ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年第2回宮崎県東児湯消防組合議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

議長 阿萬 誠郎

議事日程について、おはかりいたします。

本件につきましては、別紙がお手元に配布してあります。

この順序によって審議することに、ご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

議長 阿萬 誠郎

異議なしと認めます。

よって議事日程は、そのように決定いたしました。

議長 阿萬 誠郎

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第112条の規定により、議長において2番 田中義基 議員及び8番 河野浩一 議員を指名いたします。

議長 阿萬 誠郎

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。おはかりします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

議長 阿萬 誠郎

異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長 阿萬 誠郎

日程第3 認定第1号「令和4年度宮崎県東児湯消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

管理者に提案理由の説明を求めます。

管理者 小嶋 崇嗣

議長 管理者

議長 阿萬 誠郎

管理者

管理者 小嶋 崇嗣

本日は、令和5年第2回宮崎県東児湯消防組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私とも大変お忙しい中、ご出席をいただきご審議賜りますことを、厚くお礼申し上げます。

それでは、認定第1号「令和4年度宮崎県東児湯消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について」提案理由をご説明申し上げます。

歳入につきましては、総額10億6,963万1,567円、歳出につきましては、総額10億5,426万9,964円となっており、歳入歳出差引残額は、1,536万1,603円でございます。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定を求め

るものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長 阿萬 誠郎

以上で説明が終わりました。

ここで、認定第1号について、監査委員の監査報告を求めます。

古吉 信生 監査委員

監査委員 古吉 信生

監査委員の古吉信生です。

令和5年9月22日に議員代表の河野浩一さんと監査を実施いたしましたのでご報告します。

令和4年度宮崎県東児湯消防組合一般会計歳入歳出決算は、関係諸帳簿をはじめ、その他の証拠書類などと照合審査を実施した結果、決算は計数的に正確であり、内容も正当なものである。また、予算の執行、財務会計事務及び財産の管理など、財務に関する事務の執行は、適正に処理されていると認めます。

令和4年度一般会計歳入歳出決算額は歳入歳出決算表のとおりである。歳入総額10億6,963万1,567円から歳出総額10億5,426万9,964円を差引くと、差引額1,536万1,603円となっている。前年度と比較すると、歳入で540万782円、歳出で222万9,751円の増となっている。

実質収支額は1,536万1,603円で前年度に比べ317万1,031円の増となっております。

詳細につきましては意見書に詳しく記載させて頂いておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

財産の管理については、令和4年度、川南分遣所の高規格救急自動車1台の更新を行っている。その他には公有財産の新規取得及び売却等はない。

公有財産及び基金については、財産台帳や預金証書などと照合の結果、計数と合致しており、いずれも適正であることを認めた。

公有財産の土地については、19,640.31㎡、建物については、5,606.91㎡となっている。また、財政調整基金については、今年度1,888万3,000円減の決算年度末現在高は8,265万8,062円となっています。

むすびでございますが、地方においては、活力ある持続可能な地域社会構築に向けた人口減少対策、地方創生をはじめ、防災・減災対策や社会保障関係費の増加、また、デジタル改革、脱炭素化など、取り組まなければならない課題は山積しており、依然として厳しい状況にある

といえる。

当消防組合においては、消防の任務遂行に万全を期すための消防防災体制を維持することを責務としながら、歳入予算の大半は構成町の負担金で賄われ運営されていることから、中長期の展望のもと計画的かつ適正な定員管理及び施設等の整備に努めるとともに、物件費、その他の経費等の節減に引き続き創意工夫を望むところである。

このような状況において、消防行政は国民の安心安全の担い手として大きな役割を果たしており、取り巻く社会情勢の変化を的確に把握し、確実な業務執行と消防防災体制の更なる強化が求められている。

常備消防の本来の役割に加え、今後発生が懸念されている南海トラフ地震をはじめとする大規模・特殊災害に備え、高度な技術や知識を習得する機会が得られるよう積極的に推進するとともに、習得した技術や知識を災害現場で発揮できるよう訓練を重ね、東児湯地区住民の安全と安心への期待に応えるとともに、信頼される組織づくりになお一層努力されることを要望する。

以上でございます。

議長 阿萬 誠郎

以上で監査委員の監査報告が終わりました。

これより質疑を行います。認定第1号について質疑はありませんか。

〈質疑なしの声〉

議長 阿萬 誠郎

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 阿萬 誠郎

これより認定第1号について、討論・採決を行います。認定第1号について、本案に対する討論はありませんか。

〈なしの声〉

議長 阿萬 誠郎

討論がありませんので、採決いたします。

認定第1号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

〈全員起立〉

議長 阿萬 誠郎

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり認定されました。

議長 阿萬 誠郎

日程第4 議案第14号「宮崎県東児湯消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

日程第5 議案第15号「宮崎県東児湯消防組合管理者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

日程第6 議案第16号「宮崎県東児湯消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について」

日程第7 議案第17号「令和5年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第2号）」についての4議案を一括して議題といたします。

議長 阿萬 誠郎

管理者に提案理由の説明を求めます。

管理者 小嶋 崇嗣

議長 管理者

議長 阿萬 誠郎

管理者

管理者 小嶋 崇嗣

それでは、議案第14号から議案第17号の4議案につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第14号は「宮崎県東児湯消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

本案は国の人事院勧告及び構成町の内容を踏まえ、給料表については、若年層に重点を置いて引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げる内容として、条例を改正しようとするものであります。

次に、議案第15号は「宮崎県東児湯消防組合管理者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

本案についても、国の特別職職員の特別給の改定及び構成町の内容を踏まえ、期末手当の支給月数を引き上げる内容として、条例を改正しようとするものであります。

次に、議案第16号は「宮崎県東児湯消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について」であります。

本案は、消防法施行規則及び対象火気設備等の関係省令の一部が改正されたことに伴い、蓄電池設備の基準を改めるほか、所要の改正を行う必要があることから、条例の一部を改正しようとするものであります。

最後に、議案第17号は「令和5年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第2号）」であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,163万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,059万3千円とするものであります。

補正の主なものをご説明いたしますと、歳入につきましては、「国庫支出金」、「組合債」を減額し、「分担金及び負担金」、「県支出金」、「繰入金」、「繰越金」を増額しようとするものであります。

また、歳出につきましては、給与改定に伴います人件費、その他、予算の執行上、年度途中に生じた、過不足が見込まれるものを調整するものであります。

詳細につきましては、消防長に説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長 阿萬 誠郎

以上で説明が終わりました。

続いて、消防長の詳細説明を求めます。

消防長 瀬川 幸一郎

議長 消防長

議長 阿萬 誠郎

消防長

消防長 瀬川 幸一郎

それでは、議案第14号から議案第17号につきまして、ご説明させていただきます。

まず、議案第14号「宮崎県東児湯消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

今回の改正は、人事院勧告に基づき国家公務員及び組合構成町で給与条例の一部が改正されましたが、当消防組合もそれに準じて、その改正をしようとするものでございます。

それでは、議案書とは別にお配りしております、改正条例の新旧対象表で、その主な改正内容をご説明いたします。

始めに、新旧対照表の第1条関係につきましてご説明いたします。

この表は左側が改正後、右側が改正前でございます、条文の改正箇所はアンダーラインで示しております。

新旧対照表につきましては、他の議案につきましても、同様でございますのでよろしくお願いいたします。

それでは、まず、新旧対照表の第20条でございますが、期末手当の支給割合を、第2項の

とおり、100分の120から100分の125に、定年前再任用短時間勤務職員については、第3項のとおり100分の67.5から100分の70に引き上げようとするものです。

続きまして、第21条第2項でございますが、勤勉手当の支給割合を、第1号のとおり、100分の100から100分の105に、定年前再任用短時間勤務職員については、第2号のとおり100分の47.5から100分の50に引き上げようとするものです。

次の2頁から5頁までは、給料表の改正でございますが、民間給与との較差を埋めるため、初任給の引き上げを始め若年層に重点を置いて引き上げようとするもので、平均改定率は1.1%でございます。

給料表の改正は令和5年4月1日に、それ以外の規定につきましては、令和5年12月1日に遡って適用することとしております。

次に、第2条関係につきましてご説明いたします。

先ほどの新旧対照表の6頁をお開き下さい。

只今第1条関係で一旦改正を致しました、期末手当及び勤勉手当の支給割合を令和6年度以降、均衡とするために改正しようとするものです。

期末手当の支給割合を、第20条第2項のとおり、100分の125から100分の122.5に、定年前再任用短時間勤務職員については、第3項のとおり100分の70から100分の68.75に引き下げようとするものです。

同様に勤勉手当につきましても第21条第2項第1号のとおり、100分の105から100分の102.5に、定年前再任用短時間勤務職員については、100分の50から100分の48.75に引き下げようとするものです。

第2条関係の改正規定につきましては、令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で、議案第14号「宮崎県東児湯消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の詳細説明を終わらせていただきます。

次に、議案第15号「宮崎県東児湯消防組合管理者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

今回の改正は、議案第14号と同様に、人事院勧告に基づき国及び構成町に準じて、改正をしようとするものでございます。

それでは、議案書とは別にお配りしております、改正条例の新旧対象表で、ご説明いたします。

始めに、第1条関係につきましてご説明いたします。

まず、第3条第1項でございますが、管理者等の期末手当の支給割合を、100分の165

から100分の175に引き上げようとするものです。

この規定につきましては、令和5年12月1日に遡って適用するものでございます。

次に、第2条関係につきましては、一般職の職員と同様に、期末手当の支給割合を令和6年度以降、均衡とするために改正しようとするもので、100分の175から100分の170に引き下げるものでございます。

この規定につきましては、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第15号「宮崎県東児湯消防組合管理者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の詳細説明を終わらせていただきます。

次に、議案第16号「宮崎県東児湯消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について」ご説明申しあげます。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴いまして、本組合の火災予防条例を改正するものでございます。

議案書とは別にお配りしております、改正条例の新旧対象表で、その主な改正内容をご説明いたします。

本条例の主な改正内容は、2点ございます。

まず、蓄電池設備の規制の見直しについてでございます。

蓄電池設備につきましては、脱炭素社会の実現に向け、更なる普及の拡大や大容量が見込まれるとともに、材料、構造等の多様化が進んでいることから、現行に応じた内容となるよう、所要の改正を行うものでございます。

第11条につきましては、キュービクル式に関わらず、建物との間に点検等に支障のない距離を保つものとし、第11条の2につきましては、屋外に設ける場合は、雨水の侵入防止措置を講じられた筐体に収めるものとするものでございます。

第13条の主な改正内容としましては、規制対象に係る単位をアンペアアワー・セルからキロワット時を用いて区分することとし、10キロワット時以下のもの及び10キロワット時を超え20キロワット時以下のもので、出火防止措置が講じられたものにあつては、規制の対象から除くほか、屋外に設ける場合、雨水の侵入防止措置を講じられた筐体に収めるものとするれば、キュービクル式のものでなくてもよいこととし、延焼防止措置の講じられたものにあつては、建築物からの離隔距離を不要とするものでございます。

第44条につきましては、蓄電池設備の届け出対象から蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除こうとするものでございます。

次に、固体燃料を使用する火気設備の離隔距離についてでございます。

現在、炭火焼き器は、使用温度に応じて厳しい規制が適用され、機器を設置する際に支障となっている状況にあることから、見直そうとするものです。

別表第3のとおり、厨房設備のうち、固体燃料を用いた炭火焼き器につきまして、離隔距離を新たに定めようとするものでございます。

なお、この条例は、令和6年1月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第16号「宮崎県東児湯消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について」説明を終らせていただきます。

次に、議案第17号「令和5年度宮崎県東児湯消防組一般会計補正予算（第2号）」につきまして、ご説明いたします。

予算書とは別に横長のA3用紙で「令和5年度補正予算（第2号）編成資料」をお手元に配布しておりますので、これでご説明させていただきます。併せてA4用紙縦長の「令和5年度補正予算（第2号）説明資料」もご覧ください。

補正予算書の後に添付しておりますので、お開き下さい。

この編成資料は、左側の表が「歳入」、右側の表が「歳出」となっております。

まず、最初に左側の「歳入」についてでございますが、表の構成は、一番左側の列が歳入科目の「区分」、次に「補正前の額」、「補正額」、その次が「計」、次が「備考」となっております。

なお、最後に「補正予算書の頁数」を記載しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

それでは、まず、表の一番下の「歳入合計」の欄でございますが、「補正前の額」11億895万9千円から1,163万4千円増額いたしまして、予算総額を11億2,059万3千円とするものでございます。

次にその内訳を変更となるものについて、ご説明いたします。

まず、「1の分担金及び負担金」でございますが、これは、構成各町からの負担金であります。普通交付税の消防費に係る今年度の基準財政需要額が確定したことにより負担金割合が変わりましたので、臨時負担金も併せて町別内訳のとおり調整をしております。

なお、高速道路の救急業務に関する特別交付税の額は、1町あたり17万円増の合計85万円を増額しようとするものでございます。

次に、「3の国庫支出金」でございますが、高規格救急自動車整備に対しての国庫補助金でございます。入札の結果、事業費が減額となり防衛省補助額も減額となりましたので、225万6千円を減額しようとするものでございます。

次に、「4の県支出金」でございますが、県の地域消防防災活動支援事業費補助金になりますが、当初予定していた防火衣及び防火長靴購入事業の他に軽量空気ボンベ及び救助訓練マッ

トの購入事業について補助が認められましたので、25万8千円を増額しようとするものでございます。

次に、「7の繰入金」でございますが、歳入、歳出の差異を財政調整基金からの繰入金で調整しようとするもので、419万5千円増額しようとするものでございます。

次に、「8の繰越金」でございますが、令和4年度からの繰越金が確定したため1,036万1千円増額しようとするものでございます。

次に、「10の組合債」でございますが、入札等により高規格救急自動車整備事業及び高性能消防指令システム等更新事業の事業費が確定したことに伴う減額と新たな水槽付消防ポンプ自動車のエンジン交換のための起債の差し引きとして177万4千円を減額しようとするものでございます。

以上で、歳入についてのご説明を終わります。

続きまして、右側の表の歳出について、ご説明いたします。

表の構成は、先ほどの「歳入」の表とほぼ同様でございます。

それでは、まず表の一番下の「歳出合計」の欄でございますが、先ほど「歳入」の表でご説明いたしましたように、「補正前の額」11億895万9千円から1,163万4千円増額いたしまして、予算総額を11億2,059万3千円にしようとするものでございます。

次に、その内訳を変更となるものについてご説明いたします。

まず、「2の総務費」でございますが、「1の総務管理費」の「①の一般管理費」その内の「1の報酬」を38万円、「3の職員手当等」を5万4千円増額しようとするものでございますが、これは、給与改定に伴う会計年度任用職員の報酬の調整及び管理者等の期末手当の支給割合変更に伴うものでございます。

次に、「3の消防費」でございますが、「①の常備消防費」の「2の給料」を500万円、「3の職員手当等」を480万円、「4の共済費」を150万円それぞれ増額しようとするものでございますが、その主な理由は、先ほどご説明いたしました職員の給与に関する条例の一部改正によるものでございます。

次に、「17の備品購入費」でございますが、これは、新規の案件になります。川南分遣所配備の高規格救急自動車に積載しています自動心臓マッサージ器になりますが、点検中に基盤の故障が発覚したもので、10年以上経過し交換部品が既になく修理が不能なことから、新規購入するために、339万1千円を増額しようとするものでございます。

次に、「②の消防施設費」の「10の需用費」でございますが、都農分遣所所属の水槽付消防ポンプ自動車のエンジン不良によるエンジンの交換に伴う修繕料376万2千円他、庁舎の営繕費を含め390万円を増額しようとするものでございます。

次に、「18の備品購入費」でございますが、先ほど歳入の方で触れましたが入札により高規格救急自動車購入事業費が確定したことにより、739万1千円減額しようとするものでございます。

それでは、最後に予算書の一部をご説明させていただきます。

予算書の4頁をお開きください。

第2表の「債務負担行為」でございますが、これは、令和6年度の新規職員の被服・装備品等を年度当初にそろえるにあたり、令和6年4月1日から契約の履行を必要とするために債務負担行為の設定をしようとするものでございます。

次に5頁をお開き下さい。

第3表の「地方債の補正」でございますが、これは、先程ご説明いたしました水槽付消防ポンプ自動車エンジン交換の費用について地方債を充当するために、追加補正をしようとするものでございます。

その他、職員の給与につきましては、予算書の末尾に添付いたしております「給与費明細書」に詳しく記載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で、議案第14号から議案第17号の詳細説明を終わらせていただきます。

議長 阿萬 誠郎

以上で説明が終わりました。

これより議案第14号から議案第17号について質疑を行います。

まず、議案第14号「宮崎県東児湯消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」質疑はありませんか。

〈質疑なしの声〉

議長 阿萬 誠郎

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 阿萬 誠郎

次に、議案第15号「宮崎県東児湯消防組合管理者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」質疑はありませんか。

〈質疑なしの声〉

議長 阿萬 誠郎

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 阿萬 誠郎

次に、議案第16号「宮崎県東児湯消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について」
質疑はありませんか。

〈質疑なしの声〉

議長 阿萬 誠郎

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 阿萬 誠郎

次に、議案第17号「令和5年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第2号）」につ
いて質疑はありませんか。

〈質疑なしの声〉

議長 阿萬 誠郎

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑は終わりました。

議長 阿萬 誠郎

これより議案第14号から議案第17号について、討論・採決を行います。討論・採決は、
議案ごとに行います。

まず、議案第14号「宮崎県東児湯消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改
正する条例について」本案に対する討論はありませんか。

〈なしの声〉

議長 阿萬 誠郎

討論がありませんので、採決いたします。

議案第14号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

〈全員起立〉

議長 阿萬 誠郎

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 阿萬 誠郎

次に、議案第15号「宮崎県東児湯消防組合管理者等の給与に関する条例の一部を改正す
る条例について」本案に対する討論はありませんか。

〈なしの声〉

議長 阿萬 誠郎

討論がありませんので、採決いたします。

議案第15号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

〈全員起立〉

議長 阿萬 誠郎

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 阿萬 誠郎

次に、議案第16号「宮崎県東児湯消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について」
本案に対する討論はありませんか。

〈なしの声〉

議長 阿萬 誠郎

討論がありませんので、採決いたします。

議案第16号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

〈全員起立〉

議長 阿萬 誠郎

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 阿萬 誠郎

次に、議案第17号「令和5年度宮崎県東児湯消防組合一般会計補正予算（第2号）」につ
いて、本案に対する討論はありませんか。

〈なしの声〉

議長 阿萬 誠郎

討論がありませんので、採決いたします。

議案第17号に対して、賛成の皆さんの起立を求めます。

〈全員起立〉

議長 阿萬 誠郎

起立全員であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 阿萬 誠郎

以上を持ちまして、本日の全日程が終了しました。

これをもって、本日の第2回定例会を閉会いたします。

午前10時35分 閉会
